

困窮した人の生活再建

自治体に支援義務づけ

困窮した人の生活再建のため、厚生労働省は6日、家計の収支改善を支援する事業を自治体に義務づける方針を固めた。コロナ禍では、政府が無利子でお金を貸した「特別貸し付け」に申請が殺到。その後、生活の立て直しに行き詰まる人も相次ぎ、支援の強化が急務となっている。早ければ来年の法改正を目指す。

厚労省方針

国家計改善の支援事業

実施主体：自治体
対象：生活困窮者や債務を抱えた人ら
内容：支援員がアドバイスし、家計簿を作成。支出の削減策などを考えて家計を見直す。債務などがあれば返済計画も立てる。
→自治体に義務づけへ。早ければ来年の法改正を目指す

自治体による家計改善の支援事業は2015年に制度化された。生活困窮者や債務を抱えた人などが支援員のアドバイスをもとに家計簿を作成。収入の不足分や支出の削減策などを考え、家計を見直す。滞納している税金や債務があれば返済計画も立てる。

厚労省によると、家計改善の支援を受けた人の約9割が「債務・滞納の解消に役立った」（19年度）と答えた。利用者は、新型コロナウイルスの影響で増加し、19年度の計1万4091件から、20年度は1万9175件と約1.4倍になった。ただ、事業の実施は法律上、福祉事務所を設置する

市町村や都道府県の「努力義務」で、21年度の実施率は71%にとどまる。また、社会福祉協議会などに業務が委託されていることが多く、専任の担当者がいるのは全体の約3割と限られていた。

厚労省は、実施を義務化

することで全国に事業を展開するほか、自治体が人員確保のための予算を確保しやすくして体制強化を図りたい考えだ。

コロナ禍では生活難に陥る人が急増。政府が実施した特別貸し付けを受けた人は、335万1439件

で、累計金額は約1兆4269億円にのぼる。

この返済は、早い人でも1月から始まるが、債務が重なるなどしていまだ生活が苦しい人も多く、同省は家計改善支援のニーズが今後、さらに増えるとみている。

(石川友恵)